

指定地域密着型サービス事業者の指定取消処分について

介護保険法の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定を取り消しますのでお知らせします。

1 対象事業者

(1) 法人

- | | |
|---------|---------------------|
| ① 名 称 | あんしんメディカルケアサービス株式会社 |
| ② 代 表 者 | 代表取締役 波田野 匡 弘 |

(2) 事業所

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ① 名 称 | デイサービスあんしん越谷 |
| ② 所 在 地 | 越谷市弥栄町三丁目43番地196 |
| ③ 介護保険事業所番号 | 1170802217 |
| ④ サービス種別 | 地域密着型通所介護 |
| ⑤ 指 定 年 月 日 | 平成18年4月1日 |
| ⑥ 処 分 内 容 | 指定取消 |
| ⑦ 根 拠 法 令 | 介護保険法第78条の10第8号、第9号及び第11号 |
| ⑧ 取 消 理 由 | |

ア 不正請求

(ア) 認知症加算請求について、算定要件となっている者を1名以上配置していない日があったにもかかわらず、平成28年4月から平成31年3月までの間において、不正に算定している日があった。

(イ) 介護報酬請求について、看護職員の配置が人員基準を満たしていなかったにもかかわらず、平成29年7月から平成30年5月までの間において、当該減算の規定を適用しなかった。

上記(ア)及び(イ)の事実により、合計5,464,182円(試算額。利用者自己負担分を除く。)を受領した。

イ 虚偽報告

平成31年3月7日に介護保険法第78条の7第1項に規定により帳簿書類の提出を求めたところ、同月15日に平成28年・29年・30年分の勤務実績表、従業者の出勤簿、賃金台帳の提出があったが、いずれも虚偽の書類であった。

ウ 不正の手段による指定

平成30年1月分の勤務表(勤務する予定のない職員を勤務するかのよう記載したもの)を平成29年12月20日に提出し、平成30年2月に指定更新を受けた。

- ⑨ 取消処分年月日 令和元年(2019年)9月11日

※ ただし、指定取消年月日は、利用者のサービスの円滑な移行・

確保を図るため令和元年（2019年）9月30日とする（9月29日までは介護保険法に基づくサービス提供が可能）。

2 介護報酬の返還

今後、不正に受領していた介護報酬の金額を確定し、加算金を含めて返還を求める。また、時効により消滅した介護報酬についても、当該事業者に自主返還を求める。

3 指定介護機関の指定取消について

介護保険法に基づく指定取消に伴い、当該事業所が生活保護法に基づく指定介護機関のみなし指定を受けていたことから、生活保護法第51条第2項第4号の規定により、令和元年（2019年）9月30日付けで指定介護機関の指定の効力も失うこととなる。